

令和3年議員提出議案第2号

愛北広域事務組合議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び愛北広域事務組合議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出します。

令和3年12月24日提出

愛北広域事務組合議会 議長 吉田 鋭夫 様

【提出者】

愛北広域事務組合議会議員 宮地 友治

【賛成者】

愛北広域事務組合議会議員 柴田 浩行

愛北広域事務組合議会議員 梅村 均

愛北広域事務組合議会議員 酒井 正宗

愛北広域事務組合議会議員 矢嶋 恵美

提案理由

この案を提出するのは、行政手続きにおける押印廃止に向けた見直しの一環として改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合議会委員会条例（昭和57年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「作成させなければならない」を「作成させ、これに署名しなければならない」に改め、同条第2項中「又は押印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。